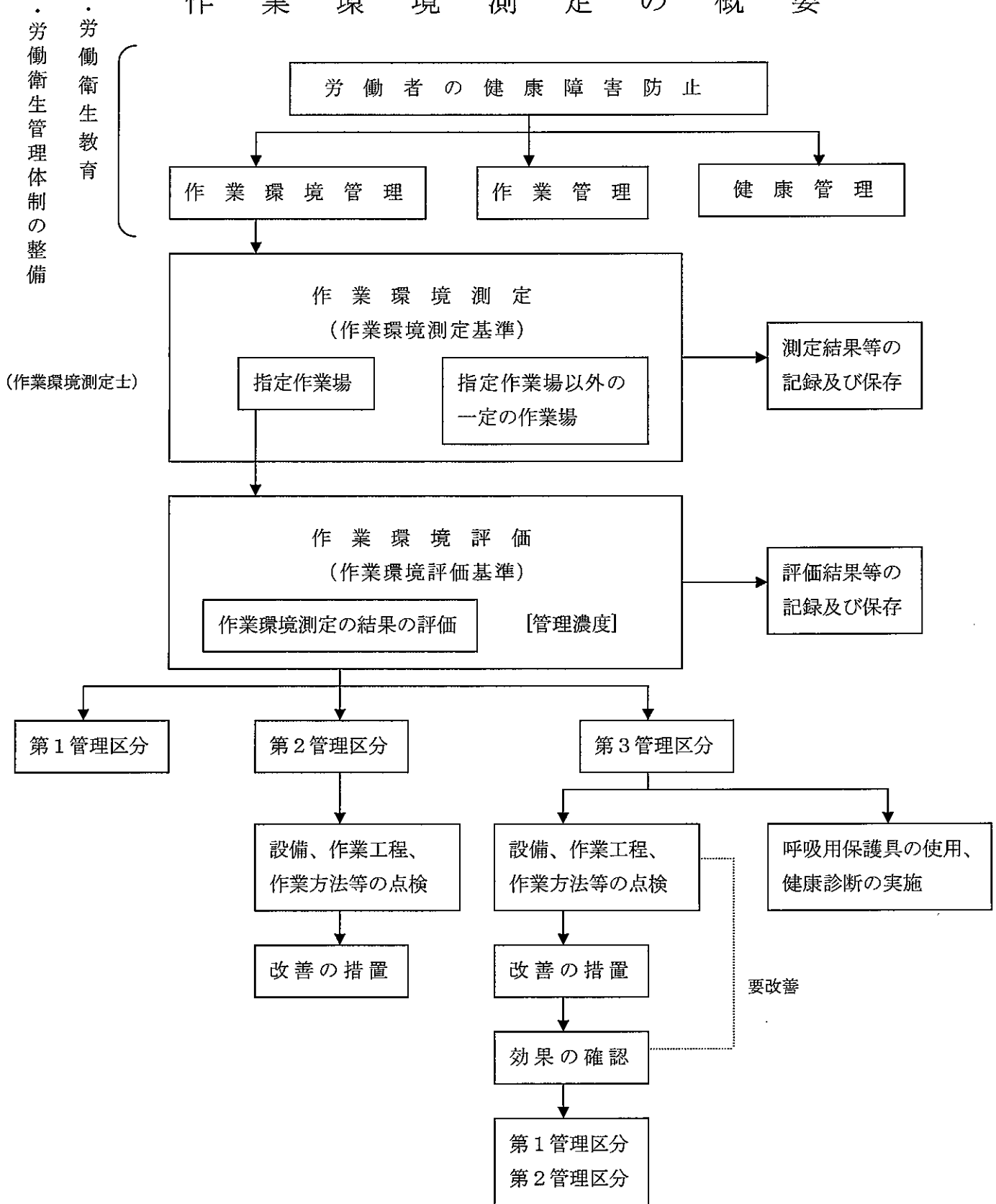


# 作業環境測定の概要



- 第1管理区分 単位作業場所のほとんど（95%以上）の場所で気中有害物質の濃度が管理濃度を超えない状態であり、作業環境濃度が適切であると判断される状態をいうもの
- 第2管理区分 単位作業所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超えない状態であるが、第1管理区分に比べ、作業環境管理になお、改善の余地があると判断される状態をいうもの
- 第3管理区分 単位作業所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超える状態であり、作業環境管理が適切でないと判断される状態をいうもの

・労働衛生教育  
・労働衛生管理体制の整備

(作業環境測定士)